

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団  
謝金支払規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人くまもと SDGs 推進財団（以下「当財団」という。）が助成金・補助金等に関して審査を依頼する審査委員、講演会・討論会等に際して講演・登壇を依頼する講師等及び出版物に原稿を寄稿する執筆者等に支払う謝金に関して必要な事項を定める。

(支払対象者及び業務内容)

第2条 謝金の支給対象者、対象業務の内容及び基準支払金額については、別表に掲げるとおりとする。ただし、当財団の役職員は、支給対象者と同じ業務に就いても、謝金は支給しない。また、助成金審査会規程第4条に規定する外部委員が助成金・補助金等に関する審査の業務に就いた場合も、謝金は支給しない。

(支払方法)

第3条 謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。ただし、特段の事情がある場合は、本人の申し出により、本人の所属する会社等の組織に支払うことができる。

(交通費の支給)

第4条 遠隔地（片道 50 キロメートル以上の距離）から審査委員又は講師等を招へいする場合は、第2条に定める謝金に加えて、交通費実費相当額を支払うものとする。

(源泉徴収)

第5条 謝金の支払に際して、当財団は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(受託・助成事業)

第6条 第2条の規定にかかわらず、外部諸機関・諸団体からの受託・助成事業で、その機関・団体において謝金の支給に関する規程がある場合は、その規程に従って当財団の役職員に対しても謝金の支給を行うことができる。

(その他)

第7条 別表に掲げる基準に関わらず、特別な事情がある場合、事務局長は、当該者の知名度及び経験並びに講義の内容及び難易度等を勘案し、支払金額を別に定めることができる。

2 前項に従い、支給金額を別に定めた場合、事務局長はこれを執行役員会に

報告しなければならない。ただし、別表に掲げる基準から、1件の支払につき10,000円を超えない範囲で、支払金額を増減した場合は、この限りではない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、事務局長が起案し、執行役員会の決議による。

附 則

1 この規程は、2020年3月9日から施行する。

附 則

1 この改正は、2021年5月26日から施行する。

(別表) 謝金支払規程第2条関係

(金額は消費税を含む)

支給対象者	対象業務	基準支払金額
審査委員	審査会への出席 (実働3時間以上の場合)	10,000~30,000 円/回
	同 (実働3時間未満の場合)	10,000~20,000 円/回
	書面による審査	2,000円~/件

支給対象者	対象業務	基準支払金額
講師等	講演会の講師 (実働3時間以上の場合)	50,000円/回
	同 (実働3時間未満の場合)	30,000円/回
	討論会の進行役、討論者 (実働3時間以上の場合)	50,000円/回
	同 (実働3時間未満の場合)	30,000円/回
	研修会の講師 (実働3時間以上の場合)	80,000円/回
	同 (実働3時間未満の場合)	50,000円/回

支給対象者	対象業務	基準支払金額
執筆者等	取材レポートの作成	20,000円/件
	原稿の寄稿	2,000円/400字
	イラスト	1,000円/点

※個人への支払いの際は、源泉徴収(10.21%)を行うこと。また、1月には、前年1年間の支払額を「年度報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」として当該審査員に送付すること。